

令和 9 年 度 園 児 募 集 案 内

松本市保育課
松本幼稚園
本郷幼稚園
本郷南幼稚園

1 入園資格及び募集人員

令和8年10月31日現在松本市に住所を有し、次の表に該当する幼児です。

入 園 資 格		募 集 人 員 内 訳		
		松本幼稚園	本郷幼稚園	本郷南幼稚園
3年保育 (3歳児)	令和5年4月2日から 令和6年4月1日生まれ	25名	25名	25名
2年保育 (4歳児)	令和4年4月2日から 令和5年4月1日生まれ	若干名	若干名	若干名
1年保育 (5歳児)	令和3年4月2日から 令和4年4月1日生まれ	若干名	若干名	若干名

2 入園申込書の交付及び受付の期間及び場所

(1) 交付期間（土日・祝日を除く。）

令和8年10月1日（木）～ 10月15日（木） 午前9時～午後5時 各園にて交付
※申込書、募集案内等はホームページからもダウンロード可能です。

(2) 受付期間及び受付場所

令和8年10月16日（金）午前0時～10月30日（金）午後5時15分
原則、電子申請による受付となります。電子申請が困難な場合は、保育課窓口で受付します。
（土日・祝日を除く。）各園の窓口では受付を行いません。

(3) 提出書類

対象者	認定区分	提出書類
全員	—	お子様の新規入園面接票
預かり保育を利用しない方 又は 保育の必要性に該当しない方	教育認定	電子：申込書（紙）不要 窓口：教育・保育給付認定申請書・申請内容変更届書兼 幼稚園等入園申込書（様式第1号）
預かり保育を利用する方 且つ 保育の必要性に該当する方	新2号認定	電子：父母の保育の必要性に関する証明書※ 窓口：①教育・保育給付認定申請書兼施設等利用給付認定 申請書兼幼稚園等入園申込書（様式第10号） ②父母の保育の必要性に関する証明書

※必要書類の詳細は、別紙「認定のご案内」の「必要書類」をご覧ください。

(4) 募集園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号
松本幼稚園	松本市蟻ヶ崎2丁目4番50号	32-0904
本郷幼稚園	松本市浅間温泉2丁目12番15号	46-1876
本郷南幼稚園	松本市横田4丁目25番2号	35-5165

(5) 電子申請フォーム

以下のURL又はQRコードからご申請ください。新規入園面接票等の必要書類の添付画面では、画像（写真）データ又はPDFファイルをアップロードしてください。（入力方法の詳細は、別紙「Logoフォーム電子申請マニュアル」をご覧ください。）

Logo フォーム URL: <https://logoform.jp/form/N7tm/1230824>



3 選考方法

- (1) 募集人員を超過した場合は、入園を希望される方の立会いのもとに抽選を行い、入園者を決定します。（先着順ではありません。）
- (2) 双子は1組として抽選し、双子が最後の当選者になった場合には、その当選は有効とします。
- (3) 選考方法の特例

現在在園中の3歳児、4歳児（令和9年度にそれぞれ4歳児、5歳児）の弟妹が、2年保育または3年保育の入園を希望する場合は、優先的に入園できます。

4 抽選日時及び場所

園 名	抽選場所	抽 選 日	抽選時間
松本幼稚園	同 左	11月19日（木）	午後2時半
本郷幼稚園	//	11月12日（木）	午後2時半
本郷南幼稚園	//	11月12日（木）	午後2時半

追って保育課から受付時間をお知らせしますので、時間厳守で出席をお願いいたします。

なお、抽選にならない場合も説明会をおこないますので、必ず出席してください。

5 入園の許可等

- (1) 抽選の結果当選された方には、当日「内定通知書」をお渡しします。
- (2) 入園をとりやめる場合には、速やかに各幼稚園に連絡をしてください。

6 入園の取り消しについて

次の事項に該当する場合は、入園の許可を取り消すことがあります。

- (1) 松本市内に居住しなくなった場合
- (2) 「入園申込書」の記入事項に故意の誤りがあった場合
- (3) 保育料を滞納するなど幼稚園の条例や規則に違反した場合
- (4) その他、教育委員会が特に不適当と認めた場合

7 その他

- (1) 応募は、市立幼稚園3園のうち1園に限ります。（併願することはできません。）
- (2) 入園後は、卒園まで継続して同じ幼稚園に通園することを原則とし、途中で市立幼稚園間で転園することはできません。（ただし、転居した場合を除きます。）
また、在園の幼稚園を退園して国・私立幼稚園または保育園に入園を希望される場合は、事前に在籍する園と充分連絡を取っていただくようお願いいたします。
- (3) 保育料（副食費）は家計の主宰者（原則としてご両親）の市民税額で決定しています。
他市町村で課税されている方等は、入園内定後に保育課又は各園に保育料の算定に必要な書類を提出してください。（別紙「認定のご案内」の「保育料の算定に必要な書類」をご覧ください。）

8 問い合わせ先

松本幼稚園、本郷幼稚園、本郷南幼稚園 及び

松本市こども若者部 保育課 保育担当（東庁舎2階 ☎直通33-9856）